

(趣旨)

第1条 この規則は、袋井市都市公園条例(平成17年袋井市条例第145号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条 条例第3条の規定により定める市内の都市公園の市民一人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の市民一人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(住区基幹公園の敷地面積の標準)

第3条 条例第4条第1項で定める街区公園、近隣公園及び地区公園の敷地面積は、次の表に規定する敷地面積の標準を踏まえつつ、地域の状況に応じて定めるものとする。

公園の種類	敷地面積の標準
街区公園	0.25ha
近隣公園	2ha
地区公園	4ha

(許容建築面積の特例)

第4条 条例第5条第2項ただし書で定める特別な場合は、次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合とする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設の建築物を設ける場合とし、この場合においては、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第5条第2項に規定する建築面積を超えることができることとする。

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合は、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として条例第5条第2項に規定する建築面積を超えることができることとする。

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第5条第2項又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(4) 仮設公園施設(3箇月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい前3号に規定する建築物を除く。)を設ける場合においては、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として条例第5条第2項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(申請書等の様式)

第5条 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項、第6条第2項及び第3項、条例第7条第2項及び第3項、第16条、第20条、第24条及び第25条の規定による申請書及び許可書等の様式は、次に定めるところによる。

(1) 公園占用許可申請書(様式第1号)(2) 公園占用許可事項変更許可申請書(様式第2号)(3) 公園内行為許可申請書(様式第3号)(4) 公園内許可行為変更許可申請書(様式第4号)(5) 公園占用許可書(様式第5号)(6) 公園占用許可事項変更許可書(様式第6号)(7) 公園内行為許可書(様式第7号)(8) 公園内許可行為変更許可書(様式第8号)(9) 公園施設設置許可申請書(様式第9号)(10) 公園施設管理許可申請書(様式第10号)(11) 公園施設設置(管理)変更許可申請書(様式第11号)(12) 公園施設設置許可書(様式第12号)(13) 公園施設管理許可書(様式第13号)

- (14) 公園施設設置(管理)変更許可書(様式第14号)
- (15) 使用料減免申請書(様式第15号)
- (16) 工事完了届(様式第16号)
- (17) 設置(管理、占用)廃止届(様式第17号)
- (18) 原状回復届(様式第18号)
- (19) 措置完了届(様式第19号)
- (20) 保管工作物等一覧簿(様式第20号)
- (21) 受領書(様式第21号)

(保管した工作物等の公示場所等)

第6条 条例第21条第1項第1号の規則で定める場所は、工作物その他の物件又は施設が放置されていた都市公園内の公衆の見やすい場所とする。

2 条例第21条第1項第2号の規則で定める方法は、広報又は新聞紙への掲載とする。
(指定管理者による管理)

第7条 条例第29条の規定により、都市公園の管理を指定管理者が行う場合は、第5条及び前条の規定については、これを準用する。この場合において、使用する様式については、指定管理者が別に定めるものとする。
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の袋井市都市公園条例施行規則(昭和45年袋井市規則第5号)又は浅羽町都市公園条例施行規則(平成15年浅羽町規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月28日規則第170号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月28日規則第37号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月27日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

公 園 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

都市公園法第6条第2項の規定により、次のとおり公園占用の許可を受けたいので申請
します。

占 用 す る 公 園 の 名 称	
設 置 す る 工 作 物 そ の 他 の 物 件 又 は 施 設 の 外 観 及 び 構 造	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 の 場 所 及 び 面 積	
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
公 園 の 復 旧 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	

(注) 設計書、仕用書及び図面を添付すること。

様式第2号(第5条関係)

公園占用許可事項変更許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

都市公園法第6条第3項の規定により、次のとおり公園占用許可事項変更の許可を受けたいので申請します。

公 園 の 名 称	
既に受けた許可の概要	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

(注) 設計書、仕様書、図面及び公園占用許可書を添付すること。

様式第3号(第5条関係)

公園内行為許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

袋井市都市公園条例第7条第2項の規定により、次のとおり公園内の行為の許可を受けたいので申請します。

公 園 の 名 称	
行為の場所又は施設	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 面 積	平方メートル
その他必要な事項	

様式第4号(第5条関係)

公園内許可行為変更許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

袋井市都市公園条例第7条第3項の規定により、次のとおり公園内許可行為変更の許可を受けたいので申請します。

公 園 の 名 称	
許 可 行 為 の 内 容	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

袋井市長 

公 園 占 用 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった公園の占用については、次のとおり許可
します。

公 園 の 名 称		
工作物その他の物件又は施設		
占 用 の 目 的		
占 用 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
占 用 の 場 所 及 び 面 積		平方メートル
使 用 料		円
許 可 条 件	都市公園法及び袋井市都市公園条例を守ること。 公園管理上その他公共の福祉のため、必要があるときは、許可を取り消し、又は 占用物件の改築、除却若しくは移転を命ずることがある。ただし、これによって生 ずる費用及び損害は補償しない。	

様式第6号(第5条関係)

第 年 月 日
号 日

住 所
氏 名

袋井市長 印

公園占用許可事項変更許可書

年 月 日付けで申請のあった公園占用許可事項の変更については、次のとおり許可します。

公 園 の 名 称		
変 更 す る 事 項		
占 用 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料		円
許 可 条 件	都市公園法及び袋井市都市公園条例を守ること。	

様式第7号(第5条関係)

住 所
氏 名

第 号
年 月 日

袋井市長 印

公 園 内 行 為 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった公園内行為については、次のとおり許可
します。

公 園 の 名 称	
行 為 の 場 所 又 は 施 設	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分 从 年 月 日 時 分 まで
使 用 面 積	平方メートル
許 可 条 件	都市公園法及び袋井市都市公園条例を守ること。

様式第8号(第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

袋井市長 印

公園内許可行為変更許可書

年 月 日付けで申請のあった公園内許可行為の変更については、次の
とおり許可します。

公 園 の 名 称	
変 更 し た 事 項	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
許 可 条 件	都市公園法及び袋井市都市公園条例を守ること。

様式第9号(第5条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設設置の許可を受けたいので申請します。

公 園 の 名 称	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
設 置 の 場 所	
公園施設の名称及び数量	
公園施設の外観及び構造	
公園施設の管理方法	
工 事 の 実 施 方 法	
工事の着手及び完了の時期	着 手 了 年 月 日 完 了 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	

(注) 位置図、設計書、仕様書、図面、事業費内訳、資金計画、経理計画等を添付すること。

様式第10号(第5条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設管理の許可を受けたいので申請します。

公 園 の 名 称	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の名称及び場所	
管 理 の 方 法	

(注) 経理計画等を添付すること。

様式第11号(第5条関係)

公園施設設置(管理)変更許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり許可事項の変更許可を受けたいので申請します。

公 園 の 名 称	
公園施設の名称及び場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	

(注) 変更対照図又は変更対照表等を添付すること。

様式第12号(第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

袋井市長 

公 園 施 設 設 置 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった公園施設設置については、次のとおり許可します。

公 園 の 名 称	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
設 置 の 場 所	
公園施設の名称及び数量	
公園施設の外観及び構造	
公園施設の管理方法	
工 事 の 実 施 方 法	
工事の着手及び完了の時期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	
許 可 条 件	

様式第13号(第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

袋井市長 

公 園 施 設 管 理 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった公園施設管理については、次のとおり許可します。

公 園 の 名 称	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の名称及び場所	
管 理 の 方 法	
許 可 条 件	

様式第14号(第5条関係)

第 年 月 日
号

住 所
氏 名

袋井市長 印

公園施設設置(管理)変更許可書

年 月 日付けで申請のあった公園施設設置(管理)変更については、次のとおり許可します。

公 園 の 名 称	
公園施設の名称及び場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	
許 可 条 件	

様式第15号(第5条関係)

使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

袋井市都市公園条例第16条の規定により、公園使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

公 園 の 名 称	
施 設 名	
利 用 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
利 用 目 的	
減免を受けようとする理由	
そ の 他	

様式第16号(第5条関係)

工 事 完 了 届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所
氏 名
電 話

袋井市都市公園条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

公 園 の 名 称	
設 置(占 用)の 場 所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工 事 完 了 の 年 月 日	年 月 日

様式第17号(第5条関係)

設置(管理、占用)廃止届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所
氏 名
電 話

袋井市都市公園条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

公 園 の 名 称	
設 置(管 理、占 用)の 場 所	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
設 置(管 理、占 用)廃 止 年 月 日	年 月 日

様式第18号(第5条関係)

原 状 回 復 届

年 月 日

袋井市長

届出者 住所
氏名
電話

袋井市都市公園条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

公 園 の 名 称	
設置(管理、占用)の場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
原 状 回 復 年 月 日	年 月 日

様式第19号(第5条関係)

措 置 完 了 届

年 月 日

袋井市長

届出者 住所
氏名
電話

袋井市都市公園条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

公 園 の 名 称	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
措 置 内 容	
措 置 完 了 年 月 日	年 月 日

[illegible]

保管工作物等一覽簿

[illegible]

様式第21号(第5条関係)

受 領 書

年 月 日

袋井市長

返還を受けた者 住所
氏名
電話

次のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
返還を受けた金額		